

# 福祉文教常任委員会審査報告書

令和元年6月19日

飯綱町議会議長 清水 満 様

福祉文教常任委員会委員長 石川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

## 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第35号	飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第36号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可 決
議案第37号	飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可 決
請願第3号	「教育費無償化」の前進を求める請願	不採択
請願第4号	「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願	不採択
請願第6号	国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

## ○議案第35号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例とはどのようなものか。

回答①：条例の目的にもあるが、一つ目が「暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支払い」、二つ目が「災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対する災害障害見舞金の支払い」、三つ目が「災害により家財、住居に被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の

貸付け」である。これらの支給により、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的としている。

質疑②：災害援護資金の貸付けはどのような時に誰が貸し付けるのか。

回答②：自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、住居や家財における被害の程度に応じて、貸付限度額内で町が貸し付ける。

質疑③：新旧対照表の第15条の3項で、改正前では「令第8条から第12条までの規定」となっており、改正後では「令第8条から第11条までの規定」となっている。これは条ずれによるものか。

回答③：改正前の政令第8条（保証人）が削除されたことに伴い、条番号が整理され、12条が11条に繰り上がったため。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○議案第36号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質疑①：第2条2項しかなかったものに3項及び4項が加わった理由は。

回答①：第3段階、第4段階が今回新たに軽減されたことによるものである。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## ○議案第37号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：改定する金額は切上げではないのか。

回答①：改定する消費税率2%を超えることはできないので切捨てとなる。

質疑②：改定する金額の特別料金は円単位ではないのか。

回答②：改定前の金額を1.08で除し、1.10を乗じて算出した。前回改定と同様に基本料金及び特別料金は10円未満で切捨て、加算料金は円未満で切捨てている。

質疑③：現在、くみ取りの軒数はどのくらいあるのか。

回答③：正確には把握していない。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

### ○請願第3号 「教育費無償化」の前進を求める請願

説明者：長野県教職員組合長水支部 書記次長 阿 藤 仁 氏

質疑①：OECDで教育費を出している国の出生率が高いのか。

回答①：フランスが高い。無償化が出生率につながるとは限らないが、学費は安く抑えている。

質疑②：OECDの各国の国民負担率（税金・社会保険料）はどれくらいか。

回答②：把握していない。

質疑③：2014年からの所得制限はなぜいけないのか。

回答③：無償化されている生徒としない生徒がクラスの中でぎくしゃくする。事務手続きも煩雑でハードルになる。

質疑④：高校は義務教育ではないが、収入910万円以上の所得者から徴収する授業料が問題なのはなぜか。

回答④：国際人権A規約13条の人类的意義では、「有償教育は、教育費の自己負担により教育を私的利益の手段として、利己的・打算的人格形成を促す教育費」「無償教育は、教育費の社会的負担により、教育を公的利益の手段とし、利他的・無償的人格形成を促す真の教育費の形態」とされている。

質疑⑤：その皆さんの払った税金が全ての高校生に使われるのか。

回答⑤：所得の低い世帯との格差を解消したい。

質疑⑥：貧困家庭と裕福な家庭が同じレベルの学力を受ける土台を用意するということか。

回答⑥：一人ひとりが大事にされていることを感じられることが無償教育の大きな点である。

賛成討論：基本は能力に応じて負担する応能負担が原則である。税の制度をきちんと整理した方が良い。授業料に関しては皆平等であるべき。学ぶ場を整えていくのが国の務めであり、学びたいと願った人たちが所得によって排除されることがないように制度設計をしていくべきで、国は姿勢を正すべきである。

反対討論：義務教育を修了した世代の話であり、国の制度設計が出来ていない。仮に恩恵を受けても、将来、またこの子たちに負担を強いることになる。時期尚早である。

反対討論：請願の出どころが教職員組合である。生徒会から出てきた経済的負担を減らして欲しいというものなら検討に値する。教職員組合は、公的・保護者等から貰っている立場である。そこから出ている請願としては本音が出ていない。そのような理由から賛成できない。

賛成討論：教育費の有料は少子化の原因だと考える。無償化により国の少子化を解決できると考えるので賛成である。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

## ○請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願

説明者：長野県教職員組合長水支部 書記次長 阿 藤 仁 氏

質疑①：請願項目2において、新たな教職員定数改善計画を作り計画的に教職員を増やすこととしている。クラスが減れば、教職員の居場所がなくなるということか。

回答①：教職員のために増やすのではなく、教育を手厚く、大きな意味で教育条件という意味である。

賛成討論：長野県では、35人以下学級が実現しており、子供たちが落ち着いてきた。教職員は様々な事例の対応に時間がとれるようになった。しかし、県自前の制度であり、小学3年から中学3年までの費用は県が独自に負担している。国がきちんと責任を持てば長野県の教育ももっと充実させることができる。職員の定数改善計画をもった上で対応していくことが重要であり、採択すべきと考える。

反対討論：35人以下学級が「ゆきとどいた教育」につながるかが明確ではない。町内の小学校でも、昨年2クラスが1クラスになり、今年もそのまま1クラスである。それぞれの教育現場での対応が良いと思う。請願のとおりとは思えない。

賛成討論：町内では加配・支援の先生がいる。町費の教育費に対する負担が多い。これ以上増えるとやっていけない。したがって、請願のとおりが良い。

反対討論：人数が少ないことがゆとりにつながるのか見えてこない。義務教育だからといって全部を国からもらう必要はない。町で対応すれば良い。それぞれの実態に合わせて実施しており一律にすることが必要なのか。また、人数を減らすことにより解決するとは考えにくい。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

## ○請願第6号 国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書採択についての請願

説明者：長野地区社会保障推進協議会 藤本 ようこ 氏

質疑①：2014年に公費の1兆円投入を求めたがやっていない。国の言い分は。

回答①：社会保障は減らしていくという国の方針で、国保だけ増やす姿勢はない。

質疑②：けんぽと比べる理由は何か。

回答②：共済・組合けんぽに比べて国保は均等割と平等割があるので一番高い。子供が一人増えても均等割が増える。現状において、協会けんぽは子供を扶養にしてもその分の保険料は増えない。国保と協会けんぽに不公平がある。

質疑③：国保において均等割・平等割があるのはおかしいのか。

回答③：子供がいるという理由だけで会社員と比べ自営業者が保険料を多く負担するのは不公平だ。

質疑③：けんぽと国保を比較するのはなぜか。

回答③：協会けんぽは中小企業の人を対象で、他の組合等と比べると率が高い。その高いものと比較しても国保は高い。国保は給料の多い少ないに関わらず掛かってくる。実態として1割払えない人もいる。そこに手を加えたい。頭割で掛かってくるところは減らせないかと思う。

賛成討論：1984年には50%を超える負担金があった。それが2011年には24.8%まで減らされた状況がある。加入者の負担を強いるような制度になってしまった。市町村から都道府県へ一本化されるとまた負担が増えるのは明らかである。社会保障は国がやるべきと考える。

採決の結果：賛成多数で採択とした。

以上